

浜松市中央区(旧中区エリア)

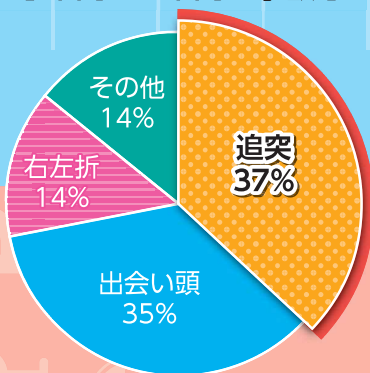
交通安全の手引き

みんなで
交通事故を
防ぐのじゃ!!

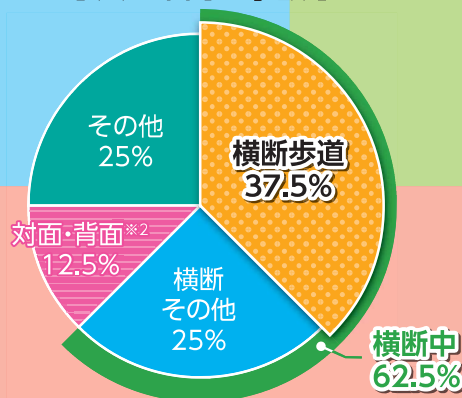


人身事故発生状況(旧中区エリア内・令和4年)

〔車両※1と車両の事故〕



〔人と車両の事故〕

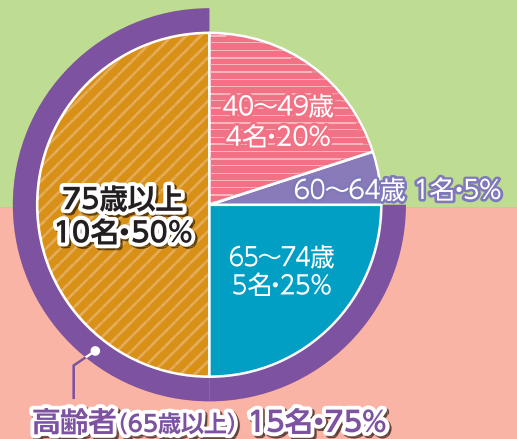


横断中
62.5%

※1 車両とは、自動車のほか自動二輪車・自転車・原動機付自転車などをいいます。

※2 対面とは前から、背面とは後ろから、接触した事故のことをいいます。

年齢別人数と割合 (市内交通死亡事故・令和4年)



高齢者(65歳以上) 15名・75%

●[0~39歳][50~59歳]は0名・0%

- 旧中区エリアで起こった車両と車両の事故のうち、約40%が追突によるものです。
人と車両の事故の約60%が横断中に起こっています。
車両を運転する時は追突に注意、横断歩道では運転者も歩行者も安全確認をしっかりとしましょう!
- 市内の交通死亡事故の75%が65歳以上の高齢者です。
- この冊子では「事故にあわない・あわせないポイント」をまとめました。ぜひご覧ください。

中央区(旧中区エリア) 市街地

事故多发マップ

注目 事故を防ぐ道路整備

■「野口・八幡町地区」及び「船越町地区」の2地区についてゾーン30プラスの設置

これまで「ゾーン30」として速度規制等により生活道路における安全・安心な通行空間の整備を推進してきた2地区について、警察と道路管理者が連携し更なる整備を推進する「ゾーン30プラス」に設定しました。

○設定地区内での主な対策活動

- ・最高速度の規制 (警察)
- ・車道幅員の狭小、イメージハンズ、シケインの設置 (道路管理者)
- ・登下校時の見守り活動 (地域)

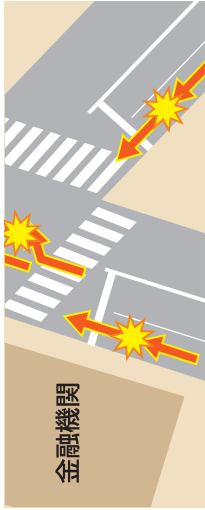
※「ゾーン30プラス」は令和3年8月に制度化され、静岡県西部地区ではこの2地区が初の地区設定 (令和4年11月) となります。

中沢町交差点

事故多发
交差点

事故多发交差点	
特に事故が多い道路	
事故が多い道路	





金融機関

- 自動車の交通量が多く、渋滞が発生しやすい。
- 追突事故が多発。
- ❗ わき見やぼんやりと考え事をしながら運転をしない。
- ❗ 赤信号(矢印を含む)を見落とさない。
- ❗ 右折時、対向車に注意しよう。

⑤ 西部中

注目 事故を防ぐ道路整備

■ 中沢町のイメージハンブ

下り坂での追突事故が多いため、イメージハンブ(路面に段差があるように見えるトリックアートのなもの)を設置し、速度抑制を図っています。



こちらからも



3つの
事故のもとに
気をつけるの
じゃ!

事故のもと① あせり

ちゃっと とんでく 事故のもと
交差点 来んら 行けるらは 命取り

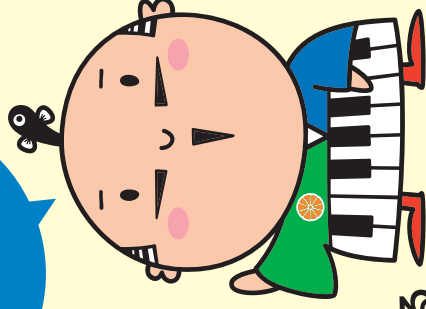
事故のもと② 油断

慣れた道 そこが一番 怖いだよ

事故のもと③ 暗がり

ライトオン 早めにつけりゃ よくみえる

出世大名 家康くん



© 浜松市

“交通事故発生マップ”は静岡県警ホームページで見ることができます。

静岡県警 交通事故発生マップ

検索

※上記マップには、令和4年1月～12月の事故状況概要を掲載しております。

75歳
以上

高齢ドライバーの

[令和4年5月から]

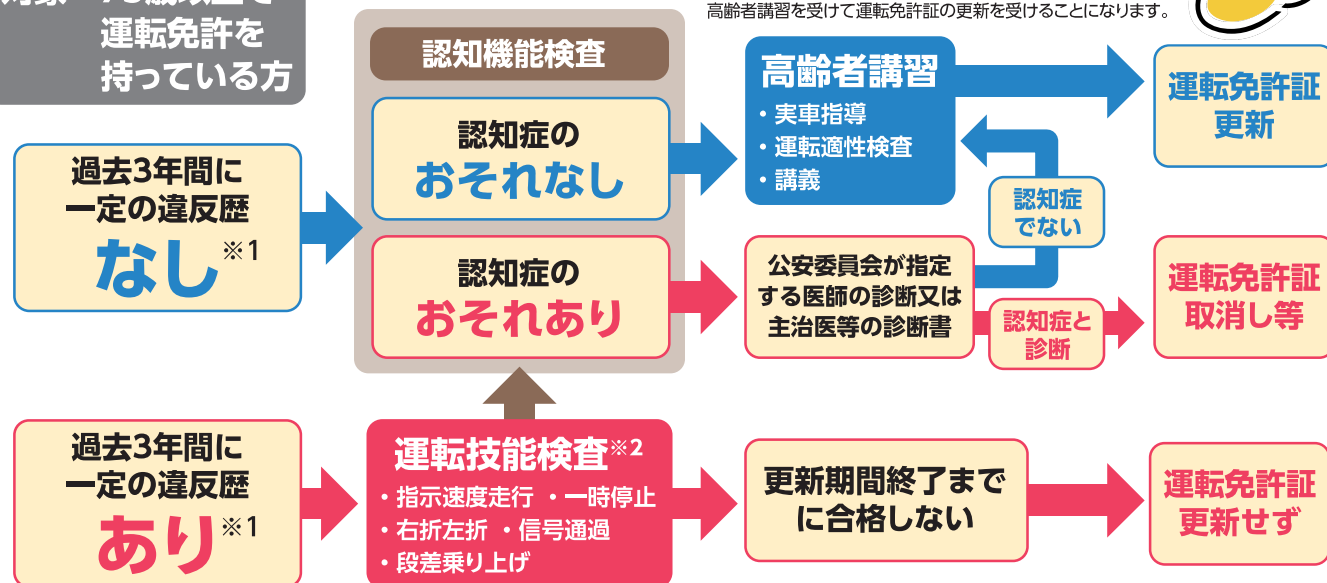
免許更新制度が変わりました!

75歳以上で過去3年間に信号無視などの一定の違反歴がある方は、免許証更新時に運転技能検査の受検が義務化されます。一定の違反がない場合は、「認知機能検査」「高齢者講習」等を経て免許証が更新されます。70～74歳のドライバーについては、高齢者講習を受けた後に免許証が更新されます。



対象：75歳以上で
運転免許を
持っている方

70歳から74歳までの方については、これまでどおり、
高齢者講習を受けて運転免許証の更新を受けることになります。



※1 一定の違反として、信号無視など11種類の違反が定められています。

※2 不合格の際は再受検可能です。

(検査・講習の順序については、お住まいの都道府県によって異なる場合があります。)

運転技能検査

75歳以上で、過去3年間に信号無視などの一定の違反歴がある方(※1)は、運転技能検査(※2)に合格しなければ、運転免許証の更新を受けることができません。

認知機能検査

認知機能検査が従来よりも簡素化されます。また、認知症でない旨の医師の診断書を提出した場合等には検査が免除されます。

高齢者講習

認知機能検査の結果にかかわらず、実車指導を含む2時間の講習に一元化されます。(普通自動車を運転することができる運転免許を保有していない方と運転技能検査の対象の方は実車指導が免除され、それぞれ1時間の講習となります。)

※1 普通自動車を運転することができる運転免許を保有している方に限ります。

※2 実際にコース内で車を運転し、一時停止、交差点の右左折などの課題を実施します。

(これらの検査・講習の代わりに、自動車教習所などが行う都道府県公安委員会認定の検査・教育を受けることもできます。)

運転に不安を感じる方へ

サポートカー限定免許制度

- 運転免許の自主返納だけでなく、より安全なサポートカーに限って運転を継続するという新たな選択肢を設ける制度があります。
- サポートカー限定免許の申請は、運転免許証の更新時に併せて行うことが可能です。

※サポートカー限定免許にした方がサポートカー以外の自動車を運転した場合、条件違反となり罰則の対象となります。

対象車両リストはこちらをご覧ください。→

●警察庁「サポートカー限定免許について」



安全運転相談窓口

8 0 8 0
シャープ ハ レ バ レ

- 加齢による身体機能や認知・判断力の低下により、自動車の安全運転に不安を感じるようになった高齢ドライバーやその家族
- 以下のような病気等による症状のため自動車の安全運転に支障がある人

認知症 / アルコール・薬物の中毒 / 総合失調症 / てんかん / 再発性の失神 / 無自覚性の低血糖症 / そううつ病 / 重度の眠気等の症状を呈する睡眠障害 など